

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 6月14日
照会部署名 東北ブロック本部適用支援G
照会担当者 吉田 健司
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小澤

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000—000	本部受付番号 No.2010—676
------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

適用事業所の全喪届にかかる取扱について

(内容)

- 1 任意適用事業所の被保険者が0人になったことにより、全喪届の提出があった場合
 - ① 任意適用取消申請書の提出も必要か
 - ② 解散登記簿及び雇用保険の廃止届の添付できないことがほとんどであるため、それに替わる書類を添付することで完了とし、事後確認を省略できるようにはならないか
- 2 任意適用事業所の0人事業所(E6)を出向調査の結果、事業主のみ又は、短時間労働者のみで営業していた場合、どのような指導すべきか
 - ① 今後、雇用の予定がある場合は全喪届を受理しない。
 - ② 被保険者が0人のため、必ず全喪届を提出させる。(その場合、すでに従業員がないため、任意適用取消申請書及び同意書は不要となる。)
- 3 2の場合で全喪届を受理したが添付書類が添付できない時(雇用保険未加入の場合等)は、職員が出向により状況調査しているので、その事跡を明確に残すことで3ヶ月以内の事後確認調査はしないことでよいか。(また強制適用事業所も同様でよいか)

<対応案>

- 1 ① 必要ないと思料される。(同意書も被保険者がいないため当然不要)
② 任意適用事業所の場合は、添付書類の範囲を広げるべき
また、事後調査の方法を含め、全喪調査にかかる具体的詳細な取扱を示していただきたい。
- 2 ②の取扱と思料される。(任意適用取消申請書及び同意書は不要となる。)
- 3 出向し職員が確認している場合は、事後確認は不要と思料される。

(ブロック本部回答)

ブロック本部からの照会につき省略

(本部回答)

1について

平成22年12月1日付け疑義照会 2010-464 「個人事業所が被保険者0人となつた場合の全喪届について」及び平成22年10月4日付け厚年指 2010-333 「厚生年金保険等の認定全喪に係る事務処理（諸規定によらない定め）」に基づき対応されたい。

2について

任意適用事業所の廃止に当たっては、原則として取消しの申請（任意適用取消申請書）が必要となるので、①の取扱いとなる。

3について

貴見のとおり。

全喪届の受理時に調査を実施しているものであることから、一定期間経過後（原則として3ヶ月を超えない期間内）の事後調査は不要である。

回答日 平成22年12月1日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上